



連合埼玉 秩父地域協議会

# 第15回定期総会議案書

とき 2012年1月20日(金) 18時00分

ところ 荷車屋 会館

# スローガン

復興・再生に全力を尽くし、  
「働くことを軸とする安心社会」に  
つなげよう

## 第15回定期総会 議事日程

1. 開会あいさつ
2. 議長団選出
3. 書記・各種委員の任命
4. 資格審査報告
5. 議長あいさつ
6. 来賓あいさつ・紹介
7. メッセージ・祝電披露
8. 各種報告
  - (1) 2011年度活動報告
  - (2) 2011年度会計報告
  - (3) 2011年度会計監査報告
9. 議事
  - (1) 第1号議案 2012～2013年度・活動計画(案)について
  - (2) 第2号議案 2012年度・予算(案)について
  - (3) 第3号議案 2012～2013年度役員選出について
  - (4) 第4号議案 功労者表彰について
  - (5) 第5号議案 その他
10. 書記、各種委員の解任
11. 議長解任
12. 閉会のあいさつ

# 第15回定期総会議案の提案にあたって

連合埼玉秩父地域協議会  
議長 原 准次

私達を取り巻く情勢は、2011年3月11日、我が国史上最大となるマグニチュード9.0の地震が東北・関東地方を襲い、想定を超える大津波により、死者・行方不明者が2万人近くに上る未曾有の大災害となりました。津波による被害は甚大であり、家庭や企業だけではなく社会インフラまで壊滅し、復旧・復興が長期化するものと考えられます。また、福島第一原子力発電所が被災し、周辺住民は集団避難を余儀なくされております。これからのエネルギー政策のあり方が根本から問われています。日本経済は長期化するデフレの下、想定を超える円高で生産拠点の再配置など雇用環境も依然として厳しい状況にあります。連合は、東日本大震災の被災地の復興・再生に全力を尽くすとともに「働くことを軸とする安心社会」の実現を目指します。働くことに最も重要な価値を置き、誰もが公正な労働条件のもと多様な働き方を通じて社会に参加でき、社会的・経済的に自立することを軸とし、それを相互に支え合い、自己実現に挑戦できるセーフティネットが組み込まれている活力溢れる参加型の社会を目指します。

連合埼玉は、地域協議会の強化・地域事務所設置による「顔の見える運動」の促進の取組みとして、地域協議会の活動強化の観点から「地協活動のサポートと労働・暮らしに関する相談などのワンストップサービス」に向けて北部地域事務所の設置を検討してまいりました。2012年2月に北部事務所を熊谷市に開設することになりました。近隣へお越しの際は是非お立ち寄りください。

秩父地協としては、昨年確認された補強の活動方針に基づき取り組んでまいりました。しかし、東日本大震災の影響による計画停電等の実施により、メーデー開催を中止せざるを得ない状況となりました。また、復興支援活動においては、駅頭カンパやチャリティ行事を開催してきました。政策制度要請として、秩父市・小鹿野町・横瀬町へ要請書を提出し、秩父郡市のおかれている諸課題について意見交換を行いました。特に秩父地域の雇用の悪化が懸念されていることを行政として認識して頂き、対応をお願いしました。

11月17日の大会で連合埼玉は、2012～2013年度の運動方針が確認されました。秩父地協としても、連合埼玉の活動方針に沿った活動を行いたいと考えます。特に震災からの復興・再生への取り組みは、職場・地域全体の力を集結し取り組む必要がありますのでご協力をお願い致します。

秩父地協として、地域に「目に見える活動」を進めたいと考えます。本定期総会において、2011年度活動報告と、2012～2013年度の活動方針を提案致しますので、代議員の皆様のご活発なるご意見・ご討議をお願い致します。

## もくじ

スローガン・議事次第	P. 1
第15回定期総会議案の提案にあたって	P. 2
2011年度地協活動報告	P. 3～7
資料-1：2010年度政策制度要請（秩父市、横瀬町、小鹿野町）回答	P. 8～21
2011年度決算報告	P. 22～24
2011年度会計監査報告	P. 25
第1号議案 2012～2013年度活動計画（案）について	P. 26～35
第2号議案 2012年度 予算（案）について	P. 36
第3号議案 2012～2013年度役員選出について	P. 37
第4号議案 功労者表彰について	P. 38

## 2011年度主要活動報告

私たちはこの一年

こんな課題に取り組みました

### ★連合埼玉 20周年記念行事第4回実行委員会

日時 2010年10月5日  
場所 秩父地協事務所  
規模 4名

日時 2010年10月21日

場所 大分県大分市

内容

- ① 昭和電工株大分事業所見学
- ② 2011年度活動案補強討議
- ③ 政策制度要請討議

規模 8名

### ★連合埼玉秩父地協第1回幹事会

日時 2010年10月7日

場所 秩父地協事務所

内容

- ① 連合埼玉20周年秩父地協記念事業について
- ② 列島キャンペーンについて
- ③ 秩父地協政策制度要請について
- ④ 第9回秩父地協年末チャレボウ大会について
- ⑤ 秩父地協幹事会研修会について
- ⑥ 秩父地協第8回地協委員会について
- ⑦ 秩父地協2011年度会計監査交代について
- ⑧ その他

・第17回統一地方選挙連合埼玉推薦議員について

規模 9名

### ★連合埼玉秩父地協列島クリーンキャンペーン

日時 2010年10月31日 9:00～

場所 秩父ミュージックパーク スカイロード周辺

内容 ゴミ拾い

規模 35名

### ★連合埼玉秩父地協第1回三役会議

日時 2010年11月3日

場所 ホテル石風

内容

- ① 秩父地協政策制度要請追加事項について
- ② 第9回秩父地協年末チャレボウ大会について
- ③ 秩父地協第8回地協委員会について
- ④ 横瀬町長選挙 秩父地協首長推薦について
- ⑤ その他

規模 3名

### ★連合埼玉北部ブロック連絡会

日時 2010年10月13日

場所 埼玉グランツホテル本庄

内容 (1) 北部ブロック連絡会

規模 3名

### ★連合埼玉秩父地協第2回幹事会

日時 2010年11月3日

場所 ホテル石風

内容

- ① 秩父地協政策制度要請追加事項について
- ② 第9回秩父地協年末チャレボウ大会について
- ③ 秩父地協第8回地協委員会について
- ④ 横瀬町長選挙 秩父地協首長推薦について
- ⑤ その他

規模 9名

### ★連合埼玉北部ブロック会長対話集会

日時 2010年10月13日

場所 埼玉グランツホテル本庄

内容 (1) 会長対話集会

規模 3名

### ★連合埼玉市長・町長政策制度懇談会

日時 2010年10月13日

場所 埼玉グランツホテル本庄

内容 (1) 首長政策制度懇談会

規模 3名

### ★連合埼玉秩父地協組織代表者会議

日時 2010年11月3日

場所 ホテル石風

内容

- ① 各組織活動状況報告
- ② 連合埼玉講演
- ③ 秩父地協2010年度会計報告
- ④ 秩父地協2010年度各種報告

### ★連合埼玉 20周年記念行事バスツアー

日時 2010年10月17日

場所 東京ディズニーリゾート

規模 145名

### ★連合埼玉秩父地協幹事会研修会

⑤ 労金 労済基講演  
⑥ その他  
規模 21名

場所 児玉スカイボウル  
内容 チャリティーボウリング大会  
規模 51名

★秩父地協会計監査

日時 2010年11月18日  
場所 昭和電工エオンEL・HDブロック秩父支部内  
内容 地協会計監査  
規模 1名

★連合埼玉 新春旗開き

日時 2011年1月7日  
場所 ときわ会館  
内容 旗開き, 賀詞交換他  
規模 2名

★連合埼玉第17回地方委員会

日時 2010年11月18日  
場所 浦和ロイヤルパインズホテル  
内容 2011年度活動方針補強案他  
規模 1名

★連合埼玉秩父地協第8回地協委員会

日時 2011年1月17日 18:00～  
場所 秩父宮記念市民会館  
4F「定峰の間」  
内容 (1) 2010年度活動経過報告  
(2) 2010年度会計報告  
(3) 2010年度会計監査報告  
(4) 2011年度活動補強案について  
(5) 2011年度予算について  
(6) 2011年度役員交代について  
(7) 功労者表彰について  
(8) その他

★労働基準法ハンドブックポスターリング

日時 2010年11月19日 18:00～  
場所 秩父市内集合住宅  
内容 労働基準法ハンドブックポスターリング  
規模 8名

★連合埼玉秩父地協 2011 新春の集い

日時 2011年1月17日 19:00～  
場所 秩父宮記念市民会館  
4F「長尾根の間」  
内容 (1) 懇親会  
(2) その他  
規模 72名

★連合埼玉秩父地協政策調印式

日時 2010年11月19日  
場所 あげぼのビル  
内容 横瀬町 加藤氏政策協定調印

★連合埼玉秩父地協

政策制度要請 (秩父市, 横瀬町)  
日時 2010年11月24日  
場所 秩父市役所, 横瀬町役場  
内容 地協統一政策制度要請

★小泉龍司新春賀詞交歓会

日時 2011年1月23日  
場所 秩父宮記念市民会館  
内容 賀詞交歓会  
規模 2名

★連合埼玉秩父地協

政策制度要請 (小鹿野町)  
日時 2010年11月30日  
場所 小鹿野町役場  
内容 地協統一政策制度要請

★連合埼玉第1回地協議長・事務局長会議

日時 2011年1月25日  
場所 あげぼのビル  
内容 (1) 2011年度年間主要活動について  
(2) 2011年度地協活動交歓について  
(3) 2011年度春季生活潤滑方策案について  
規模 2名

★連合埼玉秩父地協第3回幹事会

日時 2010年12月9日 18:00～  
場所 秩父地協事務所  
内容  
① 秩父地協第9回年末チャリティーボウリング大会について  
② 秩父地協第8回地協委員会について  
③ その他  
規模 10名

★連合埼玉第1回拡大選対委員会

日時 2011年2月8日  
場所 ときわ会館  
内容 第17回統一地方選挙連合埼玉推薦員について  
規模 1名

★秩父地協第9回年末チャリティーボウリング大会

日時 2010年12月15日

★**連合埼玉秩父地協第4回幹事会**

日時 2011年2月10日 18:00～

場所 秩父地協事務所

内容

- ① 春闘統一行動日程について
- ② 連合埼玉第82回秩父地域メーデーについて
- ③ 秩父地協第4回チャレンジゴルフ大会について
- ④ その他

規模 11名

★**小泉龍司拡大幹事会**

日時 2011年2月13日

場所 秩父神社参集殿

内容 活動報告他

規模 2名

★**春闘開始宣言行動「ポスティング」**

日時 2011年2月18日 18:00～

場所 秩父市内住宅

内容 (1) チラシ配布  
(2) ポケットティッシュ配布

規模 12名

★**連合埼玉「第82回県中央メーデー」実行委員会**

日時 2011年3月8日

場所 ときわ会館

内容 第82回メーデー実行体制他

規模 1名

★**連合埼玉秩父地協第5回幹事会**

日時 2011年3月10日 18:00～

場所 秩父地協事務所

内容

- ① 連合埼玉第82回秩父地域メーデー実行委員等役割分担について
- ② 秩父地協 会計監査交代について
- ③ 秩父地協第4回チャレンジゴルフ大会について
- ④ その他

規模 11名

★**連合埼玉春闘第2次行動「ポスティング」**

日時 2011年3月10日 18:00～

場所 秩父市内住宅

内容 (1) チラシ配布  
(2) ポケットティッシュ配布

規模 13名

★**連合埼玉春闘4次行動**

日時 2011年3月25日 18:00～

場所 秩父鉄道熊谷駅北口

内容 ビラ入れ

規模 2名

★**連合埼玉春闘第3次行動**

日時 2011年3月31日 13:00～

場所 秩父商工会議所

内容 格差是正要請(ミニム運動)

規模 2名

★**連合埼玉秩父地協第6回幹事会**

日時 2011年3月31日 18:00～

場所 秩父駅前パーラー

内容

- ① 東日本大震災 各労組被災状況の確認
- ② 連合埼玉第82回秩父地域メーデー開催について
- ③ 秩父地協第4回チャレンジゴルフ大会開催について
- ④ 2010年度特別会計決算書について
- ⑤ その他

規模 8名

★**連合埼玉東日本大震災復興支援カンパ**

日時 2011年3月31日 18:00～

場所 秩父駅前パーラー

規模 8名

★**連合埼玉秩父地協第7回幹事会**

日時 2011年4月15日 18:00～

場所 割烹かつら

内容

- ① 今後の地協活動について
- ② 2011年度政策制度県要請について
- ③ 連合平和行動について
- ④ その他

規模 9名

★**秩父地協春闘情報交換会**

日時 2011年4月15日 19:00～

場所 割烹かつら

規模 9名

★**連合埼玉「第82回県中央メーデー」**

日時 2011年4月29日 9:00～

場所 さいたま市「鐘塚公園」

内容 (1) オープニングセレモニー  
(2) メーデー式典  
(3) お楽しみ抽選会

規模 2名

★**連合埼玉拡大執行委員会**

日時 2011年5月12日

場所 さいたま共済会館

規模 1名

★**連合埼玉 2011 年度政策フォーラム**

日時 2011 年 5 月 26 日  
場所 さいたま共済会館  
内容 (1) 講演  
(2) グループ 討論  
(3) 分科会  
規模 2 名

★**連合埼玉組織拡大集中行動**

日時 2011 年 6 月 1 日 18:00～  
場所 秩父市内住宅  
内容 (1) ティッシュ配布  
(2) 絆創膏配布  
規模 11 名

★**連合埼玉秩父地協第 8 回幹事会**

日時 2011 年 6 月 1 日 18:00～  
場所 秩父地協事務所  
内容  
① 秩父地協第 15 回ファミリーフィッシング大会について  
② 東日本大震災義援金カンパ活動への対応について  
③ 2011 年度改定制度要請について  
④ その他  
規模 9 名

★**秩父地協第 15 回ファミリーフィッシング**

日時 2011 年 6 月 5 日 8:30～  
場所 あしがくぼ溪谷国際釣り場  
内容 (1) 家族との鱒釣り大会  
規模 80 名

★**ジョブプラザちちぶ第 1 回運営協議会**

日時 2011 年 6 月 22 日  
場所 秩父市歴史文化伝承館  
内容 (1) 運営委員会委嘱式他  
規模 1 名

★**連合埼玉秩父地協第 9 回幹事会**

日時 2011 年 6 月 27 日 18:00～  
場所 秩父地協事務所  
内容  
① 震災復興カンパへの対応について  
② 秩父地協主催セミナー開催について  
③ その他  
規模 9 名

★**連合埼玉東日本大震災復興支援カンパ**

日時 2011 年 7 月 29 日 18:00～  
場所 秩父駅前ロータリー  
規模 5 名

★**連合平和行動 in 広島**

日時 2011 年 8 月 4～6 日  
場所 広島県  
規模 1 名

★**連合埼玉秩父地協第 10 回幹事会**

日時 2011 年 8 月 8 日 18:00～  
場所 秩父地協事務所  
内容  
① 秩父地協構成組織役員研修会について  
② 秩父地協復興支援チャリティゴルフ大会について  
③ その他  
規模 7 名

★**秩父地協構成組織役員研修会**

日時 2011 年 8 月 27 日  
場所 地場産センター経営研修室  
内容 秩父地域雇用環境と課題  
規模 34 名

★**連合埼玉東日本大震災復興支援カンパ**

日時 2011 年 8 月 27 日  
場所 秩父駅前ロータリー  
規模 8 名

★**連合埼玉第 2 回地協議長・事務局長会議**

日時 2011 年 9 月 8 日  
場所 あけぼのビル  
規模 2 名

★**連合平和行動 in 根室**

日時 2011 年 9 月 9～12 日  
場所 北海道  
規模 1 名

★**連合埼玉第 21 回チャリティゴルフ大会**

日時 2011 年 9 月 16 日  
場所 平成倶楽部鉢形城コース  
内容 チャリティゴルフ  
規模 2 名

★**秩父地協復興支援チャリティゴルフ大会**

日時 2011 年 9 月 18 日  
場所 秩父国際カントリークラブ  
規模 34 名

★**連合埼玉東日本大震災復興支援カンパ**

日時 2011 年 9 月 29 日  
場所 秩父駅前ロータリー  
規模 4 名

2011年度 秩父地域協議会 役員体制

役職名	氏名	産別名	出身単組名
議長	原 准次	電機連合	秩父富士労働組合
副議長	島寄 清	電機連合	埼玉富士労働組合
	伊藤 貴雄	サービス・流通連合	矢尾労働組合
事務局長	黒澤 秀之	化学総連	昭和電工ユニオン 秩父支部
幹事	富田 圭一	UIゼンセン同盟	秩父石灰工業労働組合
	国本 典芳	J P 労組	日本郵政グループ労働組合 秩父・本庄支部
	江田 芳昭	私鉄総連	秩父鉄道労働組合
	久喜 伸昭	UIゼンセン同盟	菱光石灰労働組合
	若林 敬一	基幹労連	三菱マテリアル横瀬労働組合
	浅見 健	電機連合	秩父富士労働組合
	兼山 雅之	化学総連	昭和電工ユニオン 秩父支部
会計監査	飯塚 圭助	電力総連	秩父電子労働組合
	小林 英人	全 労 金	中央労働金庫労働組合秩父支部

2010年11月吉日

秩父地域 市町首長 殿

日本労働組合総連合会埼玉県連合会  
連合埼玉秩父地域協議会  
議長 原 准



## 要 請 書

平素の連合埼玉・秩父地域協議会の活動に対し、ご理解ご協力をいただいていることに感謝申し上げます。

さて、私たち秩父地域協議会は、連合埼玉の指導に基づき「ゆとり・豊かさ・公正な社会」の実現をめざす取り組みとして、市政への政策・制度改善要請項目を以下のようにまとめました。

本要請は経済優先社会から脱皮し、生活者重視への社会的転換をはかり、まじめに働くものがむくわれる公正な社会の実現と、安心して暮らせる地域社会の確立に向けた政策制度事項であります。

既に取り組まれている項目があるとは思いますが、連合埼玉地協統一要請の主旨・内容を踏まえ、ここに要請をさせていただきます。

つきましては、秩父市におかれましても、平成23年度の予算編成に十分なる反映及び配慮されるようここに要請いたします。

# 2010年度秩父地域協議会 政策・制度要請

## (秩父市、小鹿野町、横瀬町 各自治体回答)

### I. 総合経済・産業政策

1. 公共サービスに従事する労働者の雇用の安定と賃金、労働条件の安定確保のため以下の施策を講ずること。

- (1) 拡大する民間企業への委託事業や工事において、適正な労働条件とサービスの質を確保するため、低価格入札に拘束された発注、人件費や人員の削減、不安定雇用、下請業者へのしわ寄せを排除する「公契約基本法」の制定を国に対し要望すること。
- (2) 自治体の工事や業務委託の入札・契約にかかわる公契約条例を制定すること。その際、労働関係法の遵守、社会保険の全面適用、適正な賃金水準および労働条件の確保等について条項を設けること。

<要請の根拠>

千葉県野田市議会は、2009年に全国初となる「公契約条例」を全会一致で可決した。野田市議会では、かねてより、公契約条例について、度重なる一般質問が行われていた経緯があり、市長提案により制定に至っている。

市は「公共事業の低価格入札が、下請け事業者や従事する労働者にしわ寄せされ、労働者の賃金低下を招く状況となっている」との認識のもと、先導的にこの問題に取り組み、公契約に関わる業務の質の確保、社会的な価値の向上をはかるとしている。市は、賃金の最低額として、公共工事設計労務単価、野田市の初任給相当額を勘案した金額を設定し、受注者だけでなく下請企業の労働者、派遣労働者を含む当該事業に関わる労働者に適用される。

公契約による仕事の代金の多くは税金から支払われており、そこで働く人が貧困であったり、市民の安全が守れないような公契約は改善しなければならない。公契約の下で働く人の雇用・労働条件を守り、よりよい公共事業、公共サービスを実現するためには、公契約基本法および公契約条例の制定が必要である。

#### 【秩父市回答】

- (1) 良質な公共工事が適正に行われるには、品質確保と下請業者へのしわ寄せ防止等、契約の適正な履行を確保することが重要であると考えています。労働条件の確保についての法律対応については、国の検討状況を注視していきたいと考えています。
- (2) 建設工事の契約については、定められた設計基準に基づき適正な労務単価等の積算を行うとともに、最低制限価格も、低入札による労働者及び下請業者へのしわ寄せを防ぐために、80%から90%の範囲内で設定しています。引き続き、契約業者に関係法令の遵守を求めつつ、国、県及び他市の動向を見ながら検討していきたいと考えています。

#### 【横瀬町回答】

- (1) わが国では、まだILO第94号条約「公契約における労働条項に関する条約」は批准していません。今後、国、県及び各自治体の動向を見ながら必要に応じて、要望活動を行っていききたいと考えております。
- (2) 現在の状況においては、町では公契約の制定は考えておりませんが、建設産業における生産システム合理化指針の遵守を促し、雇用管理等の指導の徹底や建設業退職金共済組合への加入における共済証紙購入状況報告書の提出をさせることなどにより労働条件の確保等に努めています。

#### 【小鹿野町回答】

- (1) 公契約に関しては、「公契約における労働条項に関する条約」ILO第94号条約が世界59カ国で採択されていますが、日本では未だに批准していない状況であります。今後、国の動向を見極めながら必要に応じて、要望活動も行っていきたいと考えています。
- (2) 上記の状況から当町では現在のところ公契約条例の制定は考えていませんが、建設産業における生産システム合理化指針に基づき、雇用者管理等の指導を徹底するとともに、建退共制度の加入についても、共済証紙購入実績を提出させることで、労働者の雇用条件の確認を行い、労働条件の確保に努めています。

2. 消費者トラブルは、自らが解決するために行動することが解決のポイントとなることから、「自分の

**身は自分で守るという意識」、「自ら進んで消費生活に必要な情報や知識を収集する自主性」、「自ら消費者被害を防止できる判断力」、「環境に配慮した消費行動」などの行動を取れる「自立した消費者」の育成のため、啓発活動及び消費者教育を強化すること。**

＜要請の根拠＞

消費者基本法の改正により、消費者はこれまでの「保護される立場」から「自立した権利の主体」へと位置付けの転換がはかられた。

しかしながら、消費者と事業者の間には、依然として、情報の質・量及び交渉力において大きな格差が存在しており、現在の経済社会における多種多様な商品やサービス、販売及び支払方法等取引形態の複雑化は、新たな消費者トラブルを増加させている。なかでも、IT化の進展に伴い、オンライン等関連サービスに関する苦情相談など、小・中学生までもが消費生活のトラブルに巻き込まれる事態も発生している。

高齢者を狙った悪質商法の被害、クレジット社会の進展による多重債務の問題、個人情報の漏洩等、消費者問題は年齢を問わず、その内容も多岐に亘っている。このような中、これから生きる消費者には、「自分の身は自分で守るという意識」、「自ら進んで消費生活に必要な情報や知識を収集する自主性」、「自ら消費者被害を防止できる判断力」、「環境に配慮した消費行動」などが求められる。自立した消費者をめざして、家庭・地域・学校において、消費者教育を推進していくことは極めて重要であり、このことは、消費者の自立支援においてだけではなく、優良企業の育成や悪質事業者の市場からの排除においても大きな力となり得る。また、消費者教育を受ける機会を持たない不特定多数の消費者に対しては、様々な広報媒体による情報提供や、あらゆる機会を利用した啓発活動を展開していくことが必要である。

**【秩父市回答】**

当市では、消費者被害の未然防止を図るべく、長寿クラブや公民館での高齢者に向けた啓発活動や、消費者向け講演会の開催を行っています。23年度も埼玉県消費者行政活性化補助金を利用し、啓発活動の一層の強化を図ります。特に、高齢者に向けた啓発活動のみならず、民生委員やヘルパーへの研修、若年者への消費者教育にも力を入れるなど、消費者被害の未然防止に向けた取組みの拡充を行います。また、広報や全戸配布チラシ等による情報提供など、市民に向けた情報の発信を行い、「自立した消費者」の育成に努めます。

**【横瀬町回答】**

近年、消費者トラブルに関連した被害の手口は、より多様化・巧妙化しております。そのような状況に対応するべく、当町としましても消費生活に関連した講座の開催、町のホームページや広報紙、チラシ等を活用した情報提供を行う等、広く啓発活動に努めてまいります。

**【小鹿野町回答】**

関係機関と協力し、情報提供や啓発活動に努めてまいります。

### **3. 「ちちぶ定住自立圏共生ビジョン（平成22年10月29日発行）」における事業計画について、広く事業情報を公開し必要に応じて住民の意見を聴取し参画させること。**

＜要請の根拠＞

「ちちぶ定住自立圏共生ビジョン」については、秩父圏域における継続的で持続可能な地域社会を構築する事業ビジョンであり、自治体職員による事業の立案、実行のみならず、広く地域住民に対し事業の公開を行うと共に、地域住民を含めたあらゆる分野の有識者に意見を聞きつつ運営することが必要である。

**【秩父市回答】**

「ちちぶ定住自立圏共生ビジョン」を策定する過程では、ワーキンググループに、専門の市民がメンバーとして入っており、企画・立案の段階から意見を取り入れています。また、総務省の規定により、共生ビジョン策定前には、住民代表による、「共生ビジョン懇談会」を開催することとなっており、ここでも3回に渡り住民や有識者とともに内容を検討しています。さらには、策定した後は秩父市のホームページで「共生ビジョン」を全面公開しています。

**【横瀬町回答】**

「ちちぶ定住自立圏共生ビジョン」は、中心市が中心となり計画しますが、その過程において、ワーキンググループには、各分野の専門的有識者の代表する住民の方にもメンバーに入っており、企画・立案の段階から意見を聴きながら策定をしております。策定したビジョンは、各自治体において

公開しており、当町においても町の広報紙、ホームページなどにより公開しております。

#### 【小鹿野町回答】

秩父市を中心とする1市4町による「ちちぶ定住自立圏形成協定」に基づき、各協定項目の具体的な事業を掲げた「ちちぶ定住自立圏共生ビジョン」が、平成22年10月29日に策定され、医療の連携やジオパーク事業などいくつかの取組が既に開始されたところです。この「共生ビジョン懇談会」において、各分野ごとの有識者を含む地域住民の皆様の意見を伺いながら策定したもので、平成22年度から平成26年度までの5年間の具体的な事業や概算事業費を掲げており、秩父市のホームページから一般の皆様にも公表いたしております。

#### 4. 秩父圏域における雇用の維持、向上にむけた施策を積極的に推進すること。

##### ＜要請の根拠＞

本年に入り、秩父市大野原の「秩父太平洋セメント（倉田哲社長）」が、2010年度の上期中に本社工場の普通セメントの生産を中止し、生産活動を大幅に縮小することを明らかにした。秩父市と横瀬町の境界にある武甲山の石灰石採掘事業は継続する方針ではあるが、地域雇用の大幅な縮小は避けられず、秩父圏域の雇用は減少する一方である。また、秩父圏域内には世界に通じる技術を持つ優れた企業も数多くある反面、零細、中小企業が大多数を占めており秩父圏域全体的な雇用の確保、創出について早急に対策が必要である。

#### 【秩父市回答】

長期に亘り低迷する雇用情勢を打開するためには、市内に立地する企業が活性化することが重要です。そこで当市では、中小企業診断士の資格を有する産学官連携コーディネーターを企業に派遣し、経営に対する助言等訪問型企業支援を実施し、企業競争力の強化を図っています。また、昨年度、本年度に引き続き、平成23年度も、埼玉県の「ふるさと雇用再生基金」及び「緊急雇用創出基金」の活用を図りながら、全庁的に雇用の創出にも取り組んでいきます。

#### 【横瀬町回答】

人口減少対策は、秩父地域全体の課題です。その要因の一つとして、雇用の場が少なく、若年者が生まれ育った郷土を離れていくことは大きな問題です。さらに、震災の影響により先行きが不透明な状況にあり、今後より一層の企業支援が必要であると考えています。秩父地域が一体となり地域資源を有効活用していく等、新たな雇用の場の創出を目指します。

#### 【小鹿野町回答】

秩父経済を支えてきた基幹企業の秩父太平洋セメントの大幅縮小は、地元経済にも大きな影響があることは否めません。企業を元気にするために秩父地域全体で関係機関と協力していきたいと考えます。

## II. 福祉・社会保障政策

### 1. 自殺者を減少させるため、以下の施策を講ずること。

- (1) 自殺や精神疾患に関する正しい認識と、いのちの大切さ等についての意識を育むため、県民一人ひとりが果たすべき役割について、さらなる普及啓発活動に取り組むこと。
- (2) 自殺の原因となっている様々な社会的要因に的確に対応できる相談体制等を整え、各種の悩みを抱える人への支援を強化すること。また、早期対応の中心的役割を果たすゲートキーパー（※1）の養成に積極的に取り組むこと。

##### ＜要請の根拠＞

人の命は何ものにも代え難く、また、自殺は本人にとってこの上ない悲劇であるだけでなく、家族や周りの人々に大きな悲しみと生活上の困難をもたらし、社会全体にとっても大きな損失である。自殺は「追い込まれた末の死」であり、「その多くが防ぐことのできる社会的な問題」である。このことは自殺対策の基本認識であるが、未だ自殺や精神疾患に対する偏見があることは否めない。

自殺対策にとって、いのちの大切さ等についての意識を育むとともに、自殺対策の重要性に対する関心と理解を深めることは重要であり、県民一人ひとりへの一層の促進をはかるための普及啓発を強化すべきである。また、自殺の危険性が高まっている人に対し、的確に対応できる相談体制等を整えることは、自殺を防止する上で重要な施策であり、自殺の危険性の高い人の早期発見・早期対応をはかるためには、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応をはかることのできる「ゲートキーパー」の役割を担う人材の養成が必要である。

※1 自殺予防の分野においては、地域や職場、教育等の分野において、自殺のサインに気づき、

見守りを行い、専門相談機関による相談へつなぐ役割が期待される人材のこと。

#### 【秩父市回答】

- (1) 自殺予防対策の啓発活動として秩父市では、「SAITAMA 心の健康フェスティバル IN 秩父」のタイトルで自殺予防に関する講演会を平成21年度から開催しています。このフェスティバルは、埼玉県と秩父地域1市4町、そして、秩父地域の福祉団体等による実行委員会との共催で、平成21年度は高齢者と介護する家族を対象に「明日へ歩もう ～認知症とともに～」、平成22年度は子どもと女性をメインにした「知ってますか？ おんな心と子どもの心」のテーマで自殺予防講演会を行ない多くの方の参加を得ることができました。このような啓発活動は、平成23年度も開催予定であり、各市町においても様々な形で自殺予防啓発事業を予定しています。秩父市では、講演会の他、自殺予防啓発としてポスターやチラシ等を配布する啓発活動を今後も行ないます。
- (2) 自殺予防の相談体制として、埼玉県や秩父郡市医師会等で弁護士や医師による労働相談・メンタルヘルス等を秩父保健所や地方庁舎内を会場に行っています。秩父市でも市民相談や職業相談等各種相談により、市民の皆様のメンタルヘルスのケアを行なっています。今後は、相談や啓発等の自殺予防関連事業を行なっている関係各課の連携を強化するとともに、保健センターを中心に関係各課の担当職員の研修等を行い、自殺予防にあたります。

#### 【横瀬町回答】

- (1) 埼玉県精神保健福祉センターの協力の下、平成21年度に引き続き年に1回、秩父郡市が合同で心の健康フェスティバルを開催している。また、今年度は、自殺対策のリーフレットを町の広報と一っしょに全世帯に配布した。
- (2) 民生児童委員に対し、自殺者についての研修会を実施し、自殺予備軍の早期発見と、町の相談窓口を周知した。相談は、保健師を始め、生活保護担当者等と連携をとり、県が開催する研修会等に参加しながら実施している。

#### 【小鹿野町回答】

- (1) 今年度当町では、自殺対策緊急強化事業に取り組んでいます。正しい知識の普及のための講演会やいのちの大切さについての小中学生へ標語の募集を実施しました。また、パンフレットの配布やこころの問題について広報に掲載して知識の普及を図っています。
- (2) こころの相談窓口の設置や、ゲートキーパー的役割を担う民生委員さんへうつ病の研修を実施しました。また、課内の職員を対象に自殺について研修会を開催しました。今後、保健補導員への研修等を検討していきます。

2. 近年、増加する離職者や生活困窮者のために2009年に改正された「生活福祉資金貸付制度」および、新たに実施された「住宅手当緊急特別措置事業」や「臨時特例つなぎ資金貸付事業」などの各種給付・融資制度について周知徹底を図ること。また、従来からある支援策との連動性を図り、県民・利用者の視点に立った分かりやすい体系とし、利用にあたっては、市町村やハローワーク、社会福祉協議会等との連携により「ワンストップサービス」を推進すること。

#### ＜要請の根拠＞

一昨年からの世界的不況の影響で、日本国内においても離職者や生活困窮者が増加している。これらの対策として政府は2009年10月に「生活福祉資金貸付制度」を改正し、資金種類の統合など利用者にとってわかりやすく柔軟な制度とした。また、新たに「住宅手当緊急特別措置事業」および「臨時特例つなぎ資金貸付事業」を創設した。埼玉県においても緊急経済対策として教育費・保育費の支援、生活資金などの貸付、就業支援など、きめ細かな施策が実施されているが、国の政策との連動性が薄く利用者にとって分かりづらい部分がある。また、相談する県民の負担を軽減するために窓口の一元化が望まれる。

#### 【秩父市回答】

当市では、市や県、社会福祉協議会等によって実施されている離職者及び生活困窮者のための支援について、「就労（生活）支援ハンドブック」として取りまとめを行いました。それを、窓口配布やホームページへの掲載、また必要に応じて企業へも持参をし、各制度の周知を図っています。さらに、市、ハローワーク秩父、埼玉県秩父地域振興センターでは、平成21年1月から休日に「緊急・雇用労働相談」を開催し、3機関が連携をして相談に応じることで、余儀なく離職をされた方々へのサービスの向上を推進しています。

### 【横瀬町回答】

福祉事務所、社会福祉協議会、ハローワーク等との連携を深め、離職者や生活困窮者に対する生活支援及び就労支援のための相談・支援体制の充実に努めます。

### 【小鹿野町回答】

埼玉県秩父福祉事務所、秩父ハローワーク、社会福祉協議会と常に連携をとりながら、引き続き相談支援には迅速に対応できるよう努力していきます。

## 3. 地域超高齢者居住に関し、地域民政委員の管理強化を図ること

### ＜要請の根拠＞

超高齢者の所在不明が全国的な話題となり、自治体の管理能力について疑問視する声があげられている。近年、少子高齢化の進展に伴い、秩父圏域でも高齢世帯の増加が急速に進むと同時に、隣近所における繋がり（コミュニティ）の低下が進んでいる。安心、安全な街を創造する意味で共生、共助の視点が重要であり、高齢者の居住管理に関して地域に配置されている民生委員の活動範囲を拡大することが必要である。

### 【秩父市回答】

秩父市では、ふれあいコール事業を実施しています。これは町会、社会福祉協議会、民生委員、在宅福祉員、隣人が協力し合い、一人暮らし高齢者や障害者の日常の安否確認をするとともに、異常を発見した場合の対応を話し合っており、この事業の対象者は1,688人で年々増加しています。また、今年度からは民生委員さんの御努力により、災害時要援護者マップを作成して、災害時の援護の円滑化を目指しています。一方、民生委員の確保が困難になっており、当市でも現在7人の欠員が生じています。この背景には高齢者の増加、地域社会における人間関係の希薄化、共助の精神の低下などがあり、福祉活動家の負担の増加があるためと考えられます。民生委員が、問題を一人で抱え込まないように、毎月の役員会、定例会などで情報を共有し、定期的に研修会を実施しています。秩父市でも戸籍上の超高齢者が発見されましたが、戸籍の抹消手続きと高齢者に対する福祉活動は別の問題であると捉えています。

### 【横瀬町回答】

民生委員・児童委員が実践している、高齢者等への見守り・相談支援活動がより一層推進できるように、各種団体や専門職などと連携し、民生委員・児童委員の活動を支援していきます。

### 【小鹿野町回答】

当町は、従来から県下でも有数の民生児童委員活動の活発な自治体として、例えば民児協県大会における会長の基調講演や原稿依頼などを受けています。その活動は、担当地区の隅々まで新生児のいる世帯、単身高齢者、要支援者世帯への様々な関わり、相談・見守り活動、教育現場への関わり・参加など活動日数は年間相当なもので、大変なご負担をいただいております。町・地域の保健福祉に無くてはならないボランティアの核であります。それらの意味で、“地域民生委員の管理強化”とは当町の民生児童委員さん達にとって失礼な文言であるが、もちろん今までの活動に満足することなく、制度等が多様化し高齢化率・単身率が高まり負担が増える中であるが、関係部署との連携を保ちながらこれからも保健福祉課民自協担当事務局として民生児童委員さんが活動しやすく、地域の保健福祉などの事案について迅速的確に対応できるよう引き続き努力していきます。

## 4. 秩父圏域における救急医療体制の構築を早期に図ること

### ＜要請の根拠＞

病院勤務医をはじめとする医師不足により、秩父圏域における救急医療体制は危機的な状況に直面している。早急に、初期救急医療、第二次救急医療体制を構築することが必要である。

### 【秩父市回答】

秩父圏域の救急医療体制は、初期救急医療体制と二次救急医療体制があります。初期救急医療体制としては秩父郡市医師会を中心に休日診療所や、在宅当番医制、平日夜間の小児初期救急体制があります。二次救急医療体制としては、病院群輪番制により3病院が分担して休日・夜間の救急診療に対応しています。

秩父地域でも医師不足から救急輪番制病院へ参加ができなくなり、やむを得ず撤退するという大変な状況になっています。救急輪番担当病院の減少や医師不足について、住民に対して、秩父圏域の医療体制の現状を理解していただくための広報周知活動を実施するなど、今後も秩父地区救急医療対策協議会や秩父地域保健医療協議会を通じて、また、ちちぶ定住自立圏構想を活用し、秩父地域の各団体で協力し

て救急医療体制の維持・拡充に向けた取組を推進していきます。

**【横瀬町回答】**

救急医療体制の構築については、秩父広域市町村圏組合が秩父郡市医師会等関係機関と連携をとりながら実施している。平成 21 年度から定住自立圏構想を活用し、財政面でも強化している。また、町民に対しては、救急車や救急医療機関の適正な利用を心がけるよう乳幼児健診や広報等で啓発を行っている。

**【小鹿野町回答】**

現在、秩父地域の二次救急医療体制は、3 病院の輪番制で行っており、非常に厳しい状況で有ることは承知しております。当町の病院は、医師不足により今年度から救急輪番制病院を辞退しましたが、救急医療体制の整備は秩父地域全体の問題と考えておりますので、今後も機会を捉え協議して参ります。

### Ⅲ. 交通政策

#### 1. 自転車を安全に利用するために、平成 21 年 7 月 1 日から一部改正された埼玉県道路交通法施行細則の「携帯電話を使用しながらの自転車の運転やヘッドホン等で音楽を聴きながらの自転車の運転が禁止された」ことについて、県民への浸透度が低いことから周知徹底を図ること。

＜要請の根拠＞

CO2 削減のためには環境負荷のない自転車を利用すべきである。埼玉県においても自転車の利用率は学生を中心に高いと見られるが、自転車による交通事故を未然に防ぐ観点からも交通ルールの周知徹底は不可欠である。さらに埼玉県では平成 21 年 7 月 1 日より埼玉県道路交通法施行細則の一部が改正され、「携帯電話を使用しながらの自転車の運転やヘッドホン等で音楽を聴きながらの自転車の運転が禁止された」にも関わらず、未だにヘッドホン等を使用しながらの自転車利用が散見されている。このことは、県民に対する理解・PR 活動が不足していると判断することから、さらなる周知・啓発活動を求める。

**【秩父市回答】**

小中学校の児童、生徒等を対象とした交通安全教室や自転車指導等をより一層充実していくとともに、地元警察をはじめ関係団体と連携をして周知徹底を図ります。

**【横瀬町回答】**

交通安全母の会が中心となり、朝の通学時等で交通安全ルールの啓蒙活動を実施しています。また、ヘッドホン等を聴きながらの自転車乗車禁止は教育委員会からも働きかけます。

**【小鹿野町回答】**

本件の主旨に同意します。当町でも高校生などを中心に同一傾向が見受けられることから、同法の普及啓発の推進を図ってまいります。

#### 2. 秩父圏域における公共交通網整備に向けて積極的に推進すること。

＜要請の根拠＞

秩父圏域公共交通網については、鉄道路線、公営・民間バス路線、タクシー等あるいは、公営におけるスクールバス、診療所送迎バス、民間では乗り合いタクシーやNPO法人における福祉有償運送、デイサービスセンター等の送迎等々あるが、不採算路線の運行廃止、縮小等により高齢化が進む秩父圏域における公共交通網として、十分な状況にないと思われる。公共交通網については、圏域住民の移動手段において重要であると同時に、圏域外からの来訪者が利用しやすい交通網を整備することによる、観光集客の増加についても期待できる。

**【秩父市回答】**

市では、住民の重要な生活移動手段である公共交通機関を維持・確保していくため、県と強調して、路線バス事業者に対して運行補助を行っています。その他スクールバス混乗型を含む路線バスを市営で 2 路線運行しています。また、市内在住の高齢者に対し、バス回数券の購入代金の一部補助を行うなど、利用促進の取組みも市独自で進めています。今後は、現在、取り組んでいる秩父地域定住自立圏構想の中で、地域住民の方や観光客など、誰もが利用しやすい公共交通の推進を図ります。

**【横瀬町回答】**

当町では、住民生活の移動手段に重要な役割をなす公共交通機関の維持・確保するために県と協調して、路線バス運行事業者に対しまして運行費補助を行っております。今後は、現在取り組んでおります

「ちちぶ定住自立圏構想」の中において、地域住民や観光客など誰もが利用しやすい公共交通の推進を図ります。

#### 【小鹿野町回答】

当町では、西武観光バスの運行路線に対し、運行費補助を行うとともに、町営バス路線を運行しており、これらのバス路線は、交通手段を持たない高齢者の買い物や通院、高校生の通学等に利用されているところです。しかしながら、バス路線のない交通空白地帯や、バス路線上に生鮮食品店等がないなど、利用しにくい面などの課題もあります。そこで、当町では、バスの利便性の向上を図るため、平成22年10月から平成23年3月までの間、社会実験路線として、薬師の湯からバイパスのスーパー方面を經由し、小鹿野町役場小鹿野庁舎までを運行するとともに、乗降客や周辺住民に対しアンケート調査を実施するなど、より利用しやすい公共交通の確立に向けた事業を行っています。

### 3. 「皆野寄居有料道路」通行料の無料化に向けた働きかけを行うこと

#### ＜要請の根拠＞

国道140号は熊谷市から秩父圏域、雁坂トンネルを経て山梨県へ至る幹線道路であり、秩父圏域への有用な基幹道路である。皆野寄居有料道路の整備により、秩父圏域へ都心からのアクセス、秩父圏域在住者の利便性については、向上したものの通行料が高額であり地域住民並びに観光客が容易に利用できるレベルにない。所管する埼玉県道路公社に対し、無料化に向けた働きかけを要請し、利便性のよい交通基幹道路の拡充を図る必要がある。

#### 【秩父市回答】

料金引き下げの要望について、平成21年11月18日に秩父地域5市町の首長連名により、埼玉県知事を始め各関係機関に要望書を提出しました。埼玉県道路公社によると、料金の設定は供用開始から30年間の収支予測を行ない採算性を考慮して料金を算出しているとのこと。料金設定は国の許可を受けていますので、引き下げについては難しいとのことでした。しかしながら、有料道路の料金引き下げは工業団地への企業誘致や観光振興等に大きく貢献することになりますので、関係自治体と協議し、継続的に要望活動を行なっていきたいと考えています。

#### 【横瀬町回答】

皆野寄居有料道路は、秩父地域の経済発展と観光振興などに大きく貢献されるものと期待をしているところですが、景気低迷や割高感などにより利用者が少なく、通勤時間帯や行楽シーズンの国道140号並びに国道99号の渋滞解消はされない状況である。そこで、町は、利用を高めるため通行料金の引き下げに関して、平成21年11月に秩父市、皆野町、長瀬及び小鹿野町の各首長との連名により、埼玉県知事、埼玉県県土整備部長及び埼玉県西関東連絡道路建設事務所長あてに要望書を提出いたしました。

#### 【小鹿野町回答】

皆野寄居有料道路は、秩父地域に立地する各企業の流通経路として、また、観光客の交通の基幹道路として、秩父地域の経済発展と観光振興に大きく寄与しています。しかしながら、景気低迷による通行料金の割高感等から利用が少なく、通勤時間帯や行楽シーズンの国道140号の渋滞の解消には至っていません。そこで、当町では、皆野寄居有料道路の料金引き下げについて、平成21年11月に秩父市、横瀬町、皆野町及び長瀬町の各首長との連名で、埼玉県知事、埼玉県県土整備部長及び埼玉県西関東連絡道路建設事務所長あてに要望書を提出したところです。

## IV. エネルギー・環境政策

### 1. 自然エネルギーの利用向上にむけて、簡易水力発電装置や小型風力発電装置の設置を推進すること。

#### ＜要請の根拠＞

太陽光発電に限らず、昨今では水力・風力発電装置の小型化・高性能化が進んでおり、水力では、県が取り組む川の再生の一環として、清流に水車の風景観の向上と水車による水の攪拌など機能面での期待が出来る。

また、水力や風力発電は日照時間に影響されないため、太陽光発電とあわせて活用することで、安定した電源確保と供給拡大の可能性がある。

#### 【秩父市回答】

秩父市では、平成21年2月に「秩父市地域新エネルギービジョン」(NEDO補助事業)を策定し、地域に賦存する自然エネルギー量について検討しました。その結果から秩父市において利用が大きいと期待される自然エネルギーとして期待可採量が多い順に木質バイオマス、水力、太陽光となりました。

この中で水力については、発電条件（水量、落差や工事施工条件など）や需要条件を考慮し、現在、適地選定について検討を行っています。また、風力については、発電事業採算性を考えた場合、山間部に発電設備を設置する必要があります。しかし、山間部は秩父多摩甲斐国立公園や県立自然公園に含まれ、発電設備を建設するには、届出上・景観上の問題、また、需要先の問題などがあり、現実的ではないのが現状です。今後、高効率の小型風力発電装置などが開発されれば、市街地等の風が弱い地域での導入についても検討していきたいと考えます。

#### 【横瀬町回答】

町民の誰もが、東北地方太平洋沖地震直後の停電、及びその後の計画停電を経験し、肌身を通じて電力供給体制の脆弱さを痛感し、これまで以上に電力の代替エネルギーの必要性について、その認識を増しているものと考えます。しかしながら、簡易水力発電装置及び小型風力発電装置の設置には、安定した水量と風量が確保できる条件が必要です。町内の川や沢の水量は、奥深い山を抱えていないため、多量の降雨の直後以外に好条件が見込めません。また、町域は盆地状のため、山の上部以外は多くの風量も見込めず、山の上部における小型風力発電装置の設置は、利用する場所までの送電設備に多額の費用がかかるため、コストに見合った利用可能電力量の確保は難しいと思われます。この他の代替エネルギーとして、町では、平成21年度に町立横瀬中学校体育館の屋根に太陽光発電用パネルを設置しました。平成22年度途中経過の対前年度比電気使用量は、約30%削減された数値となっています。今後もこの検証を続けながら、太陽光を活用した取り組みをさらに進めたいと考えているところです。

#### 【小鹿野町回答】

自然エネルギーの活用は、二酸化炭素の排出量を減少し地球環境にやさしいものとなるため、水力発電装置や風力発電装置の設置を推進していきたいと考えています。

## 2. 地球温暖化対策の一環としてCO2削減活動を積極的に展開すること

(1) 公官庁舎におけるCO2削減を積極的に推進すること。

(2) 県民の生活系CO2削減にむけて、県内産の食料品や日用品を積極的に購入できる地産地消システムを確立すること。

<要請の根拠>

全国各自治体庁舎において、CO2削減の一環で蛍光灯をLED電灯へ変更する取組みが進んでいる。消費電力を低減化することによるCO2削減は、継続的な地球環境保護への取組みとして有用であり、自治体において積極的に展開すべきである。

地産地消のシステムを確立することは、生産系のCO2削減にも寄与し「カーボンフットプリント制度」(※2) および「フードマイレージ制度」(※3) と同様の成果が期待できる。

※2 個人や団体、企業などが生活・活動していく上で排出される二酸化炭素などの温室効果ガスの出所を調べて把握すること。また、企業が自社の商品に表示する制度。別名カーボンラベリング、二酸化炭素の可視化とも言う。

※3 食料が消費者に届くまで、どれくらいの距離を輸送されてきたのかを数字で表したもの。食料輸入量×輸出入国首都間の距離を輸入国別に算出・集計して表す。単位はトン・キロメートル。農産物の輸送による環境負荷を計る指標の一つ。環境負荷を軽減するためには、食料自給率のアップや地産地消の実践が重要とされる。

#### 【秩父市回答】

(1) 秩父市では、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」や「埼玉県地球温暖化対策推進条例」の改正、施行にあわせ、「秩父市地球温暖化対策実行計画」の新たなCO2排出削減の目標や取組を定める改定を行いました。改定後の「秩父市地球温暖化対策実行計画」では、蛍光灯をLED電灯に変更する取組についても新たに盛り込み、CO2排出削減とあわせて地域産業の活性化への効果も期待できるため、取りくんでまいりたいと考えています。

(2) 秩父市の地産地消の取組みとして、市内小中学校給食の材料である米・野菜などについて地元の産物を定期的に利用しています。また、自給率を向上させる取組みとして、遊休農地を解消させ農地として再開し作物を栽培することを推進しています。今後は、フードマイレージにも注目し、市民に対して地元農産物の購入を積極的に働きかけ、地産地消を推進します。

#### 【横瀬町回答】

(1) 地球温暖化問題は、人間活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガス濃度を増加

させることにより、地球全体の地表及び大気の温度を追加的に上昇させ、自然の生態系及び人類に深刻な影響を及ぼすもので、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題のひとつとされています。本町では、平成17年7月に「エコオフィス運動プラン」を策定し、町職員によるエコ運動を積極的に推進しています。この活動は、多くの部分でCO2削減に結びつくものです。この活動に加え、地球温暖化対策の推進に関する法律の規定に基づき、本年3月に「横瀬町地球温暖化対策実行計画」を策定し、町の施設や町が行う事務事業から排出されるCO2の削減を計画的に削減する行動を始めたところです。この実行計画策定にあたっては、先のエコオフィス運動により、既に相応の成果が得られていることから、CO2削減目標を5年間で5%に設定しました。この目標以上の成果を得るために、各課所に配置された実行計画推進員が取り組みを始め、実施主体である実行計画推進本部が中心となった推進体制が構築されましたので、今後積極的に実行計画を推進していきます。

- (2) 産地から消費地までの物流を考えた場合、配送車両の燃料消費が地球温暖化の原因とされる温室効果ガスの排出量を増やしています。また、この度の東北地方太平洋沖地震では、一次的な災害被害のほか、化石燃料の供給困難が日用品等の物流マヒを引き起こし、店頭から食品品等が姿を消すという二次的被害の現象により、震災被害が広範囲に広がり、深刻さを一層深めました。地産地消はこれらの問題をほとんど発生させない効率的な方法です。利点はそれだけでなく、地元農業・商業等の活性化や、生産者と消費者とが身近に存在するため、互いの顔を見られる距離という安心した取引ができるということもあります。これら多くの利点があるため、地産地消の推進として、町の保育所では、施設内で調理している給食やおやつに、可能な範囲で地元産の食材を使用することに努めています。そして、今後もその取り組みをさらに広めていく必要があると考えています。

#### 【小鹿野町回答】

- (1) 全庁舎のCO2削減を推進していきたいと考えています。  
(2) 地産地消を推進することは、農業者にとっても消費が拡大され、また輸送燃料の削減になるため、地産地消システムを推進していきたいと考えています。

### 3. 山間部道路並びに、学童通学路におけるゴミ捨てを規制するための条例について強化すると共に、不法投棄禁止に向けた啓蒙活動を積極的に行うこと。

#### ＜要請の根拠＞

秩父圏域については、面積の90%以上が山間部であり、山間部を交通する道路が点在している。人通りの少ない山間部道路については、道端に粗大ゴミや生活ゴミの放置が数多く見受けられ、環境保護の観点において極めて憂慮すべき状態と思われる。また、学童が通学する山間部道路も数多く、近隣住民ボランティアによる清掃活動が行われているものの、一向に改善の気配が感じられない状況であり、ゴミの不法投棄並びにモラルの向上に向けた啓蒙活動を積極的に行うことが必要である。

不法投棄抑制の観点で、ゴミ捨て禁止看板の増設や鳥居の設置等、ゴミの不法投棄抑制に向けた取り組み事例については、全国で効果が上げられているものを参考に展開することも必要である。

#### 【秩父市回答】

住民ボランティアによる清掃・啓蒙活動に限界がある中、市財政の逼迫により不法投棄監視収集業務委託費や啓発用看板の作成費等が減額されており、不法投棄ごみの監視収集や抑制に対する啓発活動も十分とはいえない状況にあります。不法投棄撲滅に向けた新たな取り組み事例等を参考にしながら、今後も生活環境保護の観点から、監視収集及び啓発活動を実施していきたいと考えています。

#### 【横瀬町回答】

学童通学路の途中に不法投棄多発地点がある例はほとんどないと把握していますが、町内の不法投棄多発地点は、その多くが人家から離れていて、人の目が届かない死角となっている場所であることから、悪いことを知りながら行動している人間の心理が見て取れます。特に、自動車が入っていける森林管理道(林道)などは、パトロールをせずに放っておけば、すぐにごみ捨て場になってしまうと思われます。この森林管理道は、本来の目的が山の管理をするための道路であることから、現在開設中の県営林道について、その目的に限定した道路使用が可能かどうか、県の担当者に確認したことがありましたが、その回答は、森林管理道という名称ではあるが、今や多目的な用途が求められているため、一般車両の通行制限は行えないのが実状との返答でした。このような状況ですので、毎年定期的に不法投棄防止パトロールを実施し、ごみが新たなごみを呼ぶ状態になる前に投棄物の回収等を実施しています。今年度は、

町のシルバー人材センターに委託してパトロールや多くの投棄物の回収を行っていますが、不法投棄多発地点では、回収と同時に不法投棄禁止看板や鳥居を設置するほか、町の広報で啓発活動を行い、今後の不法投棄防止措置を行っています。中でも、鳥居設置の効果は、その後の経過観察から、大変大きいものと思われます。また、廃棄物処理法における不法投棄に対する罰則は大変重いものであるため、警察署と緊密な連携を図り、不法投棄防止対策を行っていきませんが、相手は、人間の心理であるため、今後も人の心に訴える啓発活動に努めます。

#### 【小鹿野町回答】

巧妙になる不法投棄対策として、効果を上げている事例を参考にしたいと考えています。

#### 4. 秩父圏域山岳地帯へ入山する登山者、観光客の規制、安全確保に関する啓蒙活動を積極的に行うこと。

＜要請の根拠＞

2010年7月25日埼玉県秩父市大滝の山中に、山岳遭難者の救助活動中の県防災ヘリコプター「あらかわ1」が墜落し搭乗員ら5人が死亡した事故は記憶に新しいところである。秩父圏域の山岳地帯は、人の手が入っていない自然の景観を有しており、登山を愛好する観光客等に人気のあるスポットであるが、軽装備における遭難も後を絶たず、同様の自己再発防止の観点で、入山者への安全啓蒙活動や入山者の装備状況に応じた入山規制等について検討する必要があると思われる。

#### 【秩父市回答】

新聞を見て、様々な方がヘリ現場に行くことが想定されるので、秩父警察・秩父環境管理事務所とも連絡・確認のうえで注意看板を設置しました。林道入口と登山道入口、林道より滝川へ降りる入口に看板を設置し、トラロープで入口を塞いでいます。

#### 【横瀬町回答】

当町も標高1,000m前後の美しい山々に囲まれており、現在、初心者をはじめ、多くの登山者の方が訪れております。引き続き、登山道の案内や時期にあった装備の準備等、安全登山のための情報提供や登山道の整備など、安全確保に関する啓発活動及び整備に努めます。

#### 【小鹿野町回答】

死亡事故が連続して発生した今夏には、各登山口へ注意を呼び掛ける看板の設置や当町HPへ注意を呼び掛ける情報を掲載しました。また、今後においても注意喚起等の情報提供を埼玉県や埼玉県警山岳救助隊と協力をして推進していきたいと考えています。

### V. 教育政策

#### 1. 児童生徒一人ひとりの心を大切に教育基盤を確立するため、以下の施策を講ずること。

- (1) いじめ・不登校等を防止するため、すべての公立中学校に専属のスクールカウンセラーを配置し、教育相談体制の充実をはかること。
- (2) 幼児・児童虐待の防止に向け、幼稚園教員や保育士、教職員、保護者の研修を充実すること。虐待が発生した場合、虐待を受けている幼児・児童の保護を優先し、家庭と教育機関と地域関係機関が連携して早期発見・保護・養育・家庭復帰など一貫したシステムの構築をはかること。

＜要請の根拠＞

児童生徒の抱える悩みは、大人の悩みと異なり、いじめの問題に見られるように自ら解決することが困難であり、虐待など自らの責任に起因するものではない悩みも多く、解決の時機を失すれば、その後の人生にも影響するような取り返しのつかない事態になる可能性もある。

学校には、児童生徒の学習が適切に行われるための様々な観点からの環境整備が求められる。このため、児童生徒の悩みに対して、適切かつ可能な限り迅速に対応し、児童生徒が安心して学習に取り組むことができるよう教育相談の充実が必要である。

また、幼児・児童が虐待を受け幼い命を失う事件が発生しているが、これからの少子高齢化社会に向け「社会全体で子供を育てる」という観点で、虐待をする側・される側の者が一人で悩むことの無いよう、家庭と教育機関や地域関係機関がより連携して虐待防止に取り組む必要がある。

#### 【秩父市回答】

- (1) 市内のすべての中学校にさわやか相談員を配置するとともに、スクールカウンセラーを年間15回から43回派遣しています。また、教育相談室に臨床心理士を年間40回招聘し、いずれも児童生徒及び保護者の教育相談に応じています。
- (2) 秩父市では平成18年、児童虐待防止のため「要保護児童対策地域協議会」を設置しました。その

中で、児童相談所、警察、教育委員会、学校、保健センター、家庭児童相談員、民生委員等を構成員とした実務者会議を月1回開催し、関係機関で連携して各家庭で適切な養育ができるよう情報交換を行い、情報共有することで虐待を受けている子どもや家庭の養育支援に取り組んでいます。また、虐待が発生した場合、児童相談所と連携をとりながら、児童の安全を最優先に考え、対応しています。さらには、複雑多様化している子育ての不安を解消してもらえるよう、各学校に家庭児童相談員のパンフレットを配布し相談窓口のPRに努めています。

#### 【横瀬町回答】

- (1) 管内中学校にさわやか相談員を配置しており、必要に応じて小学校にも派遣できる体制をとっています。また、管内中学校には県より3週間に一度スクールカウンセラーが派遣されています。さわやか相談員とスクールカウンセラーとが連携した教育相談体制をとり、いじめや不登校問題の早期発見、早期対応にあたっています。生徒のみならず保護者とも教育相談を実施し、平成23年1月末現在の相談者は延べ人数920人となっています。成果として、昨年度比で不登校生徒が減少しています。
- (2) 教育委員会では定例の校長会・教頭会において、国や県の通知を基に、学校及び学校の教職員は児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めるよう指導しています。また、各学校の担当教員は県教育委員会主催の「児童虐待対応研修会」に参加し、校内研修等で全職員に伝達しています。また、各学校は教育委員会を通して町健康づくり課に、児童虐待に関する定期的な情報提供を行っています。虐待が発生した場合、若しくは虐待の疑いがある場合には、速やかに児童相談所、町健康づくり課等に通告し、虐待を受けている児童・生徒の保護を優先します。今後も学校と地域関係機関が連携して児童虐待の早期発見・早期対応にあたり、児童虐待防止の取組が一層適切に推進されるよう努めて参ります。

#### 【小鹿野町回答】

- (1) 小鹿野町教育委員会では、いじめ・不登校等児童生徒の心の問題の重要性から児童生徒の相談に応じるとともに、学校・家庭・地域社会との連携を図るため、町立中学校4校全てにフレンドリー相談員を配置し、教育相談体制の充実を図っています。また、各中学校区における小中学校との連携を密にし、中1ギャップへの対応、小学校での教育相談体制の充実を図っています。さらに、県より派遣されているスクールカウンセラーとの連携を密に行い、教職員の資質向上に努めています。
- (2) 幼児・児童虐待の防止に向けた、教職員・保護者等の研修につきましては、機会を捉えて研修の充実に努力してまいります。また、学校・家庭・地域社会等の連携では、小鹿野町要保護児童対策地域協議会を組織し、必要に応じて実務者会議や個別ケース検討会議等を開催し、関係者の連絡調整を実施するなど組織体制を構築しています。

## 2. 教職員が生徒と向き合う時間を確保し、心身ともに健康で意欲を持って教育活動に取り組めるよう教職員の増員をはかる。厚生労働省が策定した「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」に基づき教職員の労働時間を適正に把握し、管理職としての責務を果たし、教育委員会と学校現場が一体となって、教職員の多忙解消に取り組むこと。

#### ＜要請の根拠＞

本県の子どもたちの学力は、国際的な学力調査（PISA調査）によると、全国の子どもたちとほぼ同レベルにあるものの、「知識」そのものよりも、得た知識を「活用」することに課題があることが明らかになっており、教員が児童生徒をしっかり見てあげられる体制づくりが必要である。

県教育委員会ならびに市町村教育委員会は、以前にも増して、調査・照会等の依頼縮減、会議や研修の回数・時間等の精選、調査研究事業の在り方の見直し等、教員の負担軽減策を検討・実施してきたが、抜本的な対策とはなっていない。教職員の労働実態を認識し、恒常的な多忙解消をはかることが必要である。

#### 【秩父市回答】

教職員が、児童生徒一人ひとりと向き合える時間を確保し、心身ともに健康で意欲を持って教育活動に取り組むことは重要です。当市では、市費による教員採用は財政的に困難ですが、小・中学校に学校補助員やさわやか相談員等の配置をはじめ、教育環境の整備や充実に取り組んでいます。今後も学校現場・管理職と一体となり、労働時間を適正に把握し、事務の簡素化を図るなどの取り組みを行い、多忙解消に努めます。

### 【横瀬町回答】

教員の恒常的な多忙解消を図る取組の一つとして、平成22年度は管内全ての小・中学校に学級支援員を配置しました。さらに次年度は、教員が子ども一人ひとりに向き合える時間をより一層確保するため、小・中学校に合わせて17人の学級支援員を増員配置し、授業の補助や児童生徒への個に応じた支援など、教員の負担軽減を図る予定です。また、ALT（外国語指導助手）を全ての小・中学校に配置しており、外国語活動・英語の授業において授業担当教員を補助する役割を果たしています。さらに、全ての学校に事務職員を配置し、事務の軽減化も図っています。今後も、学校への調査・照会の依頼縮減、報告の簡略化、教員対象研修会の精選を推奨し、教員の多忙解消に努めていきたいと思っております。

### 【小鹿野町回答】

小鹿野町教育委員会では、県教育委員会へ教職員の増員を図っていただくよう要望を行うとともに、必要に応じて生活指導補助員を配置しています。また、緊急雇用創出基金事業を活用した学校ICT支援員、環境整備作業員を配置するなど、教職員の多忙解消に努めています。

## VI. 人権・男女平等政策

### 1. 全市町村は、男女共同参画に関連する条例を制定すること。条例を制定していない市町村は、「男女共同参画基本法」に基づいた参画計画を策定すること。

策定に当たっては、改正男女雇用機会均等法等の履行確保を図ることと、男女労働者間の格差を解消するためにポジティブ・アクション（※4）の強化策を盛り込み実効性のある具体策を講じること。

また、内閣府男女共同参画会議が答申した「第3次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」を施策に反映すること。

#### ＜要請の根拠＞

男女共同参画社会基本法では条例制定を義務づけてはいないが、地域の特性に合わせた実効性のある施策を講ずるためには、国の法律だけでは不十分であり、基本法で明確にされた理念や「男女共同参画」社会の形成のためには、地域の住民や事業者、行政等のそれぞれの役割や責任を明確にし、義務を課し、街づくりの視点から施策を推進するために根拠となる条例等の整備が必要である。

平成22年7月23日、国では「男女共同参画社会基本法」に基づき「第3次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」が答申され、本年度中には「第3次男女共同参画基本計画」が策定される。条例または参画計画を策定するに当たっては、雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保の具体的施策に、改正男女雇用機会均等法等の履行確保を図ることと、男女労働者間の格差を解消するためにポジティブ・アクションの強化策を盛り込み、雇用、起業等の分野において女性が男性と均等な機会の下で、安心して働き生活できるよう積極的な施策を展開することが重要である。

さらに、内閣府男女共同参画会議が答申した「第3次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」を施策に反映させることが不可欠である。

**※4 ポジティブ・アクション（積極的改善措置）：基本法第2条第2号において、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する「機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。」と定義されている。**

### 【秩父市回答】

秩父市では、平成18年に秩父市男女共同参画計画「2006デュエットプランちちぶ」を策定しました。計画では、4項目の重点目標（プランの基本）を設定し、目標を達成するための施策を推進しています。重点目標の1つである「男女が共に働きやすい環境づくり」に向けて、多様化する就業形態の環境整備として、関係法令の周知と徹底、女性の積極的な雇用や再雇用制度の啓発など、均等な雇用機会と職場環境の整備、また、能力の開発・発揮への支援、企業内のポジティブアクションの推進などの職業能力の開発促進に関する施策を、計画にも取り入れています。また、秩父市男女共同参画計画「2006デュエットプランちちぶ」の計画期間は平成18年度から平成27年度までの10年間ですが、概ね5年を目途に国・県の動向等を踏まえ、見直しを行うことにしています。第3次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方を十分に理解し、今後、施策進捗状況を検証し、計画の見直しに反映させるとともに、取組みの強化・充実を図ります。なお、秩父市の23年度の取組みとしては、審議会・各種委員における女性の登用を更に促進すること、企業に対する男性の育児休業取得の呼びかけをし、男女ともにライフスタイルを柔軟に選択できる社会の実現に向けた社会制度・慣行の見直しを進めていく予定です。

### 【横瀬町回答】

今後検討していきたい。

### 【小鹿野町回答】

現在、当町には男女共同参画に関する条例の制定はされておりませんが、「男女共同参画社会」の形成に向け、男女共同参画社会基本法の理念に基づいた参画計画の策定に努めてまいります。参画計画策定の際には、地域の特性に応じた施策や改正男女雇用機会均等法等の履行確保を図るとともに、企業のポジティブ・アクションを盛り込み、性別による労働者間の格差解消を目指してまいります。また、内閣府男女共同参画会議が答申した「第3次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」を施策に反映できるよう努めてまいります。

## 2. 次世代育成支援対策推進法にもとづく地域行動計画の推進にあたり、未だ次世代育成支援対策地域協議会（以下：地域協議会）又は、これに準じる審議会を設置していない市町村については、これを早期に設置すること。

また、既に地域協議会ならびに、これに準じる審議会が設置されている市町村では、その委員には、労使代表を参画させること。

### ＜要請の根拠＞

地域における次世代育成支援のための「地域行動計画」が、2005年4月1日までに全ての地方自治体で策定された。

「地域行動計画」の着実な推進にあたっては、この実施状況を把握・点検するとともに、その結果を計画の見直しや対策等に反映させ、取り組みを進めていく必要がある。

県内で協議会を設置又は、これに準じる審議会を設置している市町村は、2008年の要請時は53市町村であったが、現在は60市町村となっている。委員構成では2008年の要請時には、企業関係者をおいている29市町村に対し、労働関係者をおいているのは僅か7市町であったが、現在、企業関係者・労働関係者の参画が進められており、参画している市町村は50市町村と増加しているものの、現在検討中及び未実施は20市町残っている。

行動計画には住民のニーズや働く者の意見等を反映させることが重要であることは言うまでもなく、協議会に地域の労使代表を参画させることは、次世代育成支援において重要である。

### 【秩父市回答】

当市では、児童福祉に関する事項を調査審議するため「秩父市児童福祉審議会」を設置しています。次世代育成支援地域行動計画の推進にあたっては、既存の審議会を活用していきます。審議会の委員に、労使代表者を加えることにつきましては、審議会での調査審議事項を考慮しながら、今後、検討していきます。

### 【横瀬町回答】

地域協議会については、平成16年度より設置しています。昨年度後期行動計画を策定するにあたり、地域協議会の委員として地域の労使代表者を委嘱しています。

### 【小鹿野町回答】

当町は、協議会を設置しています。労使代表の参画については、西秩父商工会の事務局長にお願いしております。

# 2011年度 決算報告書

自 2010年10月1日  
至 2011年9月30日

(単位:円)

## 【収入の部】

科 目	予 算	決 算	摘 要
繰 越 金	248,449	248,449	前期繰越金
交 付 金	804,000	801,000	連合埼玉交付金
補 助 金	1,360,000	1,066,000	補助金、助成金
雑 収 入	1,130,000	1,462,173	祝金、預金利息等
特別会計繰入金	400,000	0	特別会計繰入金
合 計	3,942,449	3,577,622	

## 【支出の部】

科 目	予 算	決 算	摘 要
総 会 費	80,000	127,310	総会、議案書他
会 議 費	180,000	142,680	幹事会、三役会議他
事 務 費	30,000	16,573	事務用品等
通 信 費	40,000	50,943	切手、郵送代
組織活動費	2,360,000	2,204,498	地協活動等
交 通 費	60,000	42,090	出張旅費等
研 修 費	630,000	636,540	役員研修会費等
雑 費	120,000	109,830	消耗品、施設維持費
特別会計繰入金	400,000	0	記念行事等積立金
予 備 費	42,449	0	
次期繰越金		247,158	次期繰越金
合 計	3,942,449	3,577,622	

※2011年度 連合埼玉20周年記念イベントを計上。

## 2011年度 特別会計決算報告書

自 2010年10月1日  
至 2011年9月30日

(単位:円)

支出の部		収入の部	
		前年度繰越金	1,405,396
一般会計へ繰り入れ	400,000	一般会計より繰り入れ	0
		預金利息(3月,9月分)	182
次期繰越剰余金	1,005,578		
合 計	1,405,578	合 計	1,405,578

※剰余金として、1,005,578円次期へ繰り越し致します。

※尚、本年度は一般会計残高不足により特別会計への繰り入れについて、実施しない旨を第8回秩父地協幹事会(2011/6/1)において確認いたしました。

## 平成22年度 労働団体補助金明細書

自 2010年4月 1日  
至 2011年3月31日  
(単位:円)

支出の部		収入の部		
文化行事		300,648	前期繰越金	0
	第14回 ファミリーフィッシング	200,010	秩父市労働団体補助金	360,000
社会貢献 活動	列島クリーン キャンペーン	37,790	参加費	273,000
交流行事	第3回 チャリティーゴルフ大会	213,800	一般会計からの繰り入れ	534,605
	第9回年末チャリティー ボウリング	144,530		
	新春の集い	283,880	お祝い金	13,000
次期繰越金			預金利息(2回分)	53
合 計		1,180,658	合 計	1,180,658

# 2011年度会計監査報告書

2011年12月 1日

連合埼玉・秩父地域協議会  
議長 原 准次 殿

連合埼玉・秩父地域協議会  
会計監査 小林 英人  
会計監査 飯塚 圭介



私たちは、秩父地域協議会運営規定第9章第26条第2項に基づき、2010年10月 1日から2011年 9月30日までの連合埼玉秩父地域協議会の財政状況について2011年11月30日、12月1日に会計監査を実施しましたので、その結果を次のとおり報告いたします。

## 記

### 1、今次監査の重点は、

- (1) 収入について
- (2) 支出について
- (3) 予算の執行状況について
- (4) 特別会計決算報告書について
- (5) 労働団体補助金明細書状況について
- (6) その他

の6点とし、全般的に実施いたしました。

### 2、現金、預金について

2011年12月 1日現在の現金、預金については、当日の出納簿ならびに関係書類と符号しており相違ないことを確認いたしました。

### 3、収入について

的確に処理されており、内容についても正当であることを確認いたしました。

### 4、支出について

支出に伴う関係書類・帳簿を審査した結果、適正に作成されていることを確認いたしました。

### 5、予算の執行状況について

的確に処理されており、内容についても正当であることを確認いたしました。

以 上

## 第1号議案

# 2012～2013年度・活動計画（案）

1. 2012～2013年度の活動方針については、先に開催された「連合埼玉第12回定期大会（2011年11月17日開催）」決定の諸方針を再確認することといたします。
2. 具体的には「連合埼玉」の指導にもとづく活動実践と地域運動の一層の充実・発展を期す立場から以下の項目について重点項目とし、活動を展開することとします。
3. 取り組みにあたっては、連合埼玉の指導のもと「全労組・全組合員の参加と創造」による運動を積極的に展開することとします。
4. 具体的な活動実践にあたっては、別途開催する「組織代表者会議」及「地協幹事会」等において全体的な合意形成を行うなかで取り組みを進めていくこととします。

### 具体的に取り組む運動課題（その1）

## 公正と連帯を基盤とする安心社会の構築

### 活動の重点ポイント

- ◇ 働く者の視点に立った政策制度要求と実現力の強化
- ◇ 目指すべき社会保障・税制の確立と実現への取り組み
- ◇ 大震災およびその復興にともなう取り組み

#### 1. 働く者の視点に立った政策制度要求と実現力の強化

- (1) 人と暮らしを優先した、参加と共生の地域社会づくりは、連合埼玉の大きな運動目標であり社会的使命である。このため連合埼玉は、勤労県民の労働と生活の質的向上をはじめ、人と人が信頼でつながる地域社会づくりを推進するため、人間尊重・生活重視を基本に、環境保全や地域経済の活性化など、各専門委員会と連携を図り政策課題の改善に向けて一層の拡充をはかる。
- (2) 政策制度改善要求の具体的内容や取り組み方については、政策フォーラムなどの場をつうじ、志を同じくする人々や組織・団体と幅広く連携をはかり、その知識や経験をもとに組合員の理解がより深められるようにつとめる。
- (3) さらに、要求実現に向けては、県および市町村に対して政策要請を行なうとともに、県および市町村の議会や審議会等において連合の考え方をより反映するため、連合埼玉推薦議員や県および市町村の関係者・関係団体との連携を強化する。

#### 2. 目指すべき社会保障・税制の確立と実現への取り組み

連合がめざす「安心社会」の基盤となる社会保障制度および税制改革の総合的な姿としてまとめた「新21世紀社会保障ビジョン」と「第3次税制改革基本大綱」について、連合埼玉としての取り組みを検討するとともに、職場・地域レベルの学習会などをつうじて組合員の理解浸透をはかる。さらに、全世代支援型の社会保障への転換やこれらを支える税制一体改革の実現をめざし、幅広い世論喚起を行なうとともに県民的運動を展開する。

#### 3. 大震災およびその復興にともなう取り組み

大震災およびそれに伴う電力不足の影響で、ほぼすべての国民が基本的な働き方や生活スタイルなど様々な面に対応を迫られた。こうした対応は少なからず今後も継続すると考えられる。また、原子力発電所事故に伴う放射能漏れや津波被害に伴うアスベスト飛散など、生命の存続にかかわる環境問題も発生している。さらに政府ではこれら大規模な災害からの復興を目的とした増税が検討されており、こうした課題はどれを取っても、私たちに深くかかわる問題であることから、その対応について「安心社会の実現をめざし」政策制度要請を含め、幅広い取り組みを検討する。

具体的に取り組む運動課題（その2）

## 雇用の安定と安心して働くことのできる環境づくり

### 活動の重点ポイント

- ◇ 中小・地場組合と未組織労働者の支援となる春季生活闘争の取り組み
- ◇ セーフティーネットの強化と、賃金格差是正に向けた取り組み
- ◇ ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組み
- ◇ 労働安全衛生向上の取り組み
- ◇ すべての働く者が安心できる雇用環境を目指した取り組み

### 1. 春季生活闘争の取り組み

- (1) 春季生活闘争は、本部方針を踏まえ中小・地場組合、未組織労働者の支援を中心に経営者団体への格差是正要請と街宣行動を基本にした世論喚起に取り組む。
- (2) 中小・地場組合の支援として、方針説明、情勢把握、各構成組織の取り組み状況などを共有し交渉力アップに向けた学習会を開催する。

### 2. 賃金格差是正の取り組み

- (1) 県内全体の賃金水準向上と格差是正をはかるため、連合「リビングウェイジ」と賃金実態調査から算出したミニマム賃金を設定し社会的キャンペーン行動を展開する。
- (2) セーフティーネットの強化として、地域別最低賃金の水準引き上げに取り組む。
- (3) 特定(産業別)最低賃金の水準引き上げと企業内最低賃金協定の締結拡大に取り組む。
- (4) 労働基本法などを掲載した労働法ハンドブックを作成・配布して労働条件の底上げと法の周知徹底をはかる。

### 3. ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組み

- (1) ワーク・ライフ・バランスの実現を目指し、生活と仕事の調和や働きがい、そしてあらゆる意味でのゆとりなども含め、構成組織との議論を深め、各構成組織の労働実態をふまえながら年間総労働時間縮減の取り組みを進める。
- (2) 賃金は労働時間に応じて適正に支給される原則にもとづき、パート・派遣労働者・未組織労働者などの時間管理徹底に向けた社会的キャンペーン活動に取り組む。

### 4. 労働安全衛生向上の取り組み

- (1) すべての働く人が安心できる職場環境を目指し、安全意識向上へとつながる施策を展開する。
- (2) 労働災害の防止に向けて、労働安全衛生行政の施策に対して、事後対応から予防重視・本質安全化への転換に取り組む。
- (3) 雇用環境が変化する中「心の病」で苦しむ組合員が増加していることをふまえ、「メンタ

ルヘルス対策」を推進する。また、9月はメンタルヘルス月間の取り組みを継続する。

## 5. 雇用環境に対する取り組み

- (1) 新卒者の就職内定率が厳しいことから、県や労働局と連携し就職支援に取り組む。
- (2) 労働局および県・市町村が行なう地域の雇用創出や職業訓練など雇用の安定に向けた取り組みに対し支援する。
- (3) 将来の雇用確保を更に強化するため、構成組織と連携をはかり高校生のインターンシップの拡充ができるように検討する。
- (4) 公契約の下で働く者の公正労働基準を確立するために、公契約基本法と公契約条例の制定に向けた運動に取り組む。
- (5) 雇用の安定と確保の取り組みをさらに強化するため、連合埼玉と埼玉県経営者協会とで設立した「埼玉 産業・雇用創出労使共同研究会」での議論をとおして、産業政策と連携した県内雇用創出に取り組む。
- (6) 埼玉県の障がい者雇用について政策制度などをつうじて意見・提言していく。

具体的に取り組む運動課題(その3)

## 組織の強化・拡大と地域から信頼される運動の推進

### 活動の重点ポイント

- ◇「働くことを軸とする安心社会」の実現
- ◇「20万連合埼玉」実現に向けた組織拡大
- ◇地域事務所運営体制の充実・強化

### 1. 「働くことを軸とする安心社会」の実現

- (1) 2010年12月に連合が提起した「働くことを軸とする安心社会」の意義および労働運動、労働組合の役割と使命を組織全体で共有し「安心社会」の実現に向け取り組む。
- (2) 様々なステークホルダーとの対話を積極的に繰り広げ、「安心社会」を社会全体で共有できるよう合意形成をめざす運動を進める。同時に、その実現に向けた政策・制度の取り組みを強化し、「安心社会」の実現に向けた行動を連合埼玉全体で強力に展開する。

### 2. 組織拡大の取り組み

- (1) 連合本部の中長期目標である「1000万連合」の実現に向け、連合埼玉としても「20万連合埼玉」を目標に、本部が作成予定の「1000万連合アクションプラン」に基づき連合本部と連合埼玉構成組織、地域協議会との連携を強化し一体的な組織拡大活動を実施する。
- (2) 連合・非正規労働センターと連携し、構成組織のパート・派遣労働者をはじめとする非正規労働者の組織化を支援する。
- (3) 中小・地場企業で働く人の組織化にむけて、構成組織や地域協議会と共同したオルグ活動を実施する。また、今日まで取り組んできた組織拡大オルグの実績や企業データ等を考慮したデータベースを活用した組織拡大に積極的に取り組む。
- (4) ユニオン連合埼玉に加盟する組合および組合員に対する不当労働行為や不当解雇など、労働争議解決に向けた支援を強化する。また、労働相談などから構成組織と連携し、組織化した場合の支援策の強化をはかる。
- (5) 未組織や非正規労働者の労働条件の格差是正に向け、基本的な労働条件に関するハンドブックを作成し、勤労県民に対して最低賃金など法の周知徹底をはかり影響力を高める。

### 3. 「なんでも労働相談ダイヤル」の充実、構成組織と連携した組織化の促進

- (1) 「なんでも労働相談」は通年の取り組みであるが、組織拡大キャンペーン期間や春季生活闘争や最低賃金周知活動など、連合本部の運動と連動させた「重点期間」を設けて、より効果的な広報宣伝活動による展開をはかる。
- (2) 地域協議会・福祉事業団体等からの地域情報を含め、ユニオンアドバイザーおよび構成組織、「ネット21久喜（東部地域事務所）」「ネット21川越（西部地域事務所）」「ネット21熊谷〈仮称〉（北部地域事務所）」と連携をはかり、非正規労働者や地場企業の組織化に取り組む。
- (3) 労働相談からの組織化に向けて、構成組織と連携した組合づくりを強化するとともに、各地域事務所に「非正規労働センター」としての窓口機能をもたせ体制強化に取り組む。

### 4. 地域社会と連携した地域協議会活動の取り組み

- (1) 勤労者は市民・生活者・納税者であり、連合埼玉執行部は「地域に根ざした顔の見える労働運動の展開」を進めるために、地域協議会と連携の強化をはかる。
- (2) さらに地域協議会活動を強化するため、組織機能・活動の平準化を進める。また、地協新役員の統一学習会や地協役員を対象にした研修会を開催する。
- (3) 多くのNPO・NGOや市民団体とのネットワーク化運動に取り組み、連携を中心とした活動を推進するために、環境づくりの支援をはかる。
- (4) 連合が提起をしている「働くことを軸とする安心社会」の実現をめざし、労働組合の役割と使命について再確認するとともに、「安心社会」を社会全体で共有できるよう政策・制度改善要求の取り組みを拡充し、市町村行政への政策反映をはかる。

### 5. 地域事務所運営体制の充実・強化

- (1) 「ネット21久喜」と「ネット21川越」の機能充実、運営体制の強化に取り組むとともに、「ネット21熊谷〈仮称〉」の円滑な運営に向けて地域協議会と積極的な連携をはかる。また、南部事務所の設置について論議する。
- (2) 地域協議会活動の充実をめざし、幹事会やイベント等になかなか参加できない組織への組織内オルグや各種活動に伴うフォローアップについて地協と連携強化をはかる。
- (3) ワンストップサービスの充実や地域活動の計画については、地域で働き生活をおくる勤労者や市民の暮らしを地域でサポートするため、労福協・労金・全労済・パルシステム埼玉とで設置した「ライフサポートステーション運営会議」で充実をはかる。

### 6. 人材育成と労働教育の強化

- (1) 連合埼玉としての年間の体系的な「連合埼玉・組合役員教育プログラム」を構築し、組合役員としての資質向上やリーダーとしてのスキルアップなど育成支援カリキュラムを配した「研修・セミナー」等を展開する。
- (2) 「ネットワークSAITAMA21運動」の出前講座を有効に活用し、スケールメリットを活かした豊富な講師陣の提供をはかる。

具体的に取り組む運動課題（その4）

## 連合の認知度を高め、求心力の向上をめざす取り組み

活動の重点ポイント

◇組織内外に対する、連合の認知度と求心力を高めるための

広報宣伝活動の強化

## 1. 連合の認知度と求心力を高める取り組み

- (1) 連合埼玉の活動・目的が、より多くの方に理解してもらえよう、魅力ある情報を提供していく。
- (2) 広く県民に向けて、連合埼玉の認知度が高まる広報・街宣活動に取り組む。

## 2. 構成組織・組合役員への取り組み

- (1) 主要活動の目的と報告などを中心に掲載した機関誌マンスリーを定期的に発行(毎月)する。
- (2) 会員ホームページの利用促進に取り組むとともに、情報発信の送受信運用について検討する。

## 3. 組合員への取り組み

- (1) 主要活動やさまざまな募集などを中心に掲載した壁新聞を発行(1回/2ヶ月)する。
- (2) 速報などの情報については連合埼玉トピックスにて発行(不定期)する。

## 4. すべての労働者に向けた取り組み

- (1) タイムリーな情報をさまざまな広報媒体をつうじて発信(不定期)する。
- (2) 地域に根ざした活動(地域協議会活動)の情報発信について定着化を推進する。
- (3) 各委員会で発行するビラやチラシなどが効果・効率的な広報となるように連携をはかる。

具体的に取り組む運動課題(その5)

### 男女平等参画の職場と社会づくり

#### 活動の重点ポイント

- ◇男女平等参画社会形成に向けた環境の整備・充実
- ◇連合埼玉「第3次男女平等参画推進行動計画」の見直しと着実な実行
- ◇ワーク・ライフ・バランスの推進
- ◇女性委員会活動の充実

## 1. 男女平等参画社会形成に向けた取り組み

- (1) 連合埼玉「第3次男女平等参画推進行動計画【2007年12月～2013年11月の6年間】」における第2期【2009年12月～2011年11月】までの推進状況を把握した「男女平等参画推進に関する実態調査」の結果を踏まえ、第3期【2011年12月～2013年11月】の推進行動計画を見直しするとともに、その推進に取り組む。
- (2) 内閣府が実施している「男女共同参画週間」を考慮し、6月を男女平等月間とし、男女平等参画推進のためのセミナーや宣伝活動等を実施する。また、幅広い広報活動を展開することにより、組合員はもとより県民への世論喚起に取り組む。
- (3) 男女共同参画社会基本法の努力義務である市町村条例の策定は64市町村の内27市町が策定しているが依然として低い策定状況となっており、男女共同参画社会の実現に向け、各地域協議会および連合埼玉推薦議員と連携し、全市町村の条例策定に向けた要請活動に取り組む。

## 2. 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保

募集・採用からはじまり定年・退職までの雇用における全ステージの男女間格差の是正や男女雇用機会均等法に関する点検・定着活動に取り組む。  
また、改正育児・介護休業法をはじめとした男女平等関連労働法の改正後の周知・徹底をはかるとともに、改正項目を労働協約および就業規則に反映させるよう構成組織に働きかける。

## 3. ワーク・ライフ・バランスの推進

- (1) 男女平等参画社会の構築に向け、女性の就業継続、職場における男女平等参画の推進、仕事と育児・介護の両立支援の拡充、働き方の見直しなどに取り組む。
- (2) 保育所・認定こども園・放課後児童クラブなどの子育て支援の環境整備を促進する。特に保育所・放課後児童クラブの待機児童の解消をはかるため、連合埼玉推薦議員と連携し県や市町村行政にその施策展開を働きかける。
- (3) 次世代育成支援対策推進法にもとづく一般事業主行動計画の策定について、努力義務とされている 100 人以下の事業所においても労働組合が関与して行動計画を策定することを進める。

## 4. 女性委員会活動の充実

- (1) 女性の社会的地位向上をめざし、埼玉県、埼玉労働局、埼玉婦人問題会議をはじめ、県内の各地域で活動している NPO・NGO との連携につとめる。
- (2) 女性組合役員の育成のため『女性のための STEP UP セミナー』を男女平等画推進委員会と連携し開催する。さらに、セミナー参加者等のネットワークを構築するとともに、加盟組合の女性リーダーのための相談機能構築に向け取り組む。また、連合本部で主催する女性の権利確立や、女性参画の積極的な推進をめざす各種集会・セミナー等に積極的に参加する。
- (3) 3.8 国際女性デーや6月の男女平等月間などの男女平等参画の取り組みについて、男女平等参画推進委員会と連携し取り組む。
- (4) 連合埼玉女性委員会として継続して取り組むボランティア活動等を確立するとともに、連合の国際女性運動への取り組みに参画し、女性委員会および構成組織女性役員の国際交流活動を推進する。

具体的に取り組む運動課題（その6）

### 政策実現に向けた政治活動の強化

#### 活動の重点ポイント

- ◇全ての働く者の生活安定および社会的公正の実現
- ◇勤労者を基盤とする政権安定に向けた第 23 回参議院選挙と  
第 46 回衆議院選挙の取り組み
- ◇政策制度実現力の強化に向けた首長・議員との連携強化

## 1. 政権の安定に向けた取り組み

- (1) すべての働く者の生活安定および社会的公正を実現するために、民主党を基軸とした政権の安定・強化にむけた諸活動に取り組むとともに、2013年に予定されている第23回参議院選挙（2013年7月実施予定）と第46回衆議院選挙（2013年9月任期満了）は推薦基準に合致する候補者を推薦し、当選に向けて全力で取り組む。
- (2) 特に参議院比例代表選挙は、全構成組織が結集した取り組みを追求しつつ、組織内候補者

全員の上位当選をめざして個人名での投票の徹底に取り組む。

- (3) そのために連合埼玉は、連合埼玉組合員の政治意識の高揚をはかり、政治への参画の促進に向けた政治学習会などをはじめとする政治啓発活動を構成組織および地域協議会と連携し取り組む。

## 2. 政党との関係

民主党を基軸とした政権の安定・強化をめざし、引き続き、民主党支援に集中する。そのため、国政選挙に向けた支援行動に加え、地方議会における連合埼玉推薦候補者の拡充と民主党埼玉県連の組織と活動の強化へ協力するために、若手候補者の支援制度を構築する。但し連合は、勤労者の生活安定と社会的公正を実現する政権の維持をめざすものであり、政策において民主党には是々非々の立場で臨むとともに、定期的な政策協議を行なっていく。

## 3. 政治センターの取り組み

- (1) 政治センターは、連合の政治活動への求心力を高め、個別組織事情などの課題を克服し、政権の安定・強化に向けた取り組みを進める。
- (2) 連合埼玉は、地方自治における連合の政策実現をめざすとともに、民主党を基軸とした政権の維持に向けて地方における政治勢力の拡大をはかるため、民主党埼玉県連と連携・強化をはかり、各種中間地方選挙に取り組む。  
また、地域協議会の「選挙活動ガイドライン」の実行とあわせて、構成組織とは複数候補推薦のための対応方法を確立する。
- (3) 各種地方選挙で惜敗した連合埼玉推薦候補者のうち次回を目指す候補予定者には、候補者発掘の観点からも新たに勉強会的な組織を立ち上げ、連合埼玉および構成組織・地域協議会と連携しながら切磋琢磨できる環境を整えていく。

## 4. 県議会会派「民主党・無所属の会」との連携強化

連合埼玉推薦県議との連携を強化するとともに、「民主党・無所属の会」とは県政への連合埼玉の政策制度改善要求の反映をはかり、参加型社会と分権社会を推進していくために、議会前の定期協議の開催など緊密な連携強化をはかる。

また、連合埼玉の主催する各種セミナーの講師の依頼、および各委員会における懇談会のパートナーとするなど日常的な連携も強化する。

## 5. 「連合埼玉議員会議」との連携強化

- (1) 県議会・市町村議会における、組織内外の推薦議員の登録をもって組織されている「連合埼玉議員会議（旧称：連合埼玉議員懇談会）」と連携をはかり、連合埼玉および地域協議会の政策課題の実現に取り組む。
- (2) 連合埼玉の「政策フォーラム」や「市長・町長政策懇談会」などの諸活動への参加、当該地域協議会との日常的な連携につとめ、連合埼玉市町村議会議員選挙候補者推薦基準、誓約書、保証書を遵守するよう出身組織および推薦保証組織と十分な連携をはかる。
- (3) 地方分権の推進が今後一層促進されることを踏まえ、「連合埼玉議員会議」との連携のもと、地方政治の活性化につとめるとともに、各議員の政策形成能力の向上を強く求め、地方議会での施策提言活動の充実などに積極的に取り組む。

## 6. 推薦首長（市長・町長）との連携強化

- (1) 連合埼玉が進める「安心・安全・共生のまちづくり」や市民参加型社会づくりを推進していくため、政策課題を基本に推薦首長との関係確立をさらに進める。
- (2) 特に、当該地域協議会との定期的な政策懇談会の開催などで関係強化をはかるとともに、連合埼玉の地協統一政策要求の実現や、中央労働金庫をはじめとする福祉事業団体の各事

業への積極的な協力を求める。

- (3) 政策制度要請の実現に向けて、一人でも多く推薦首長を拡大することが必要であり「連合埼玉市長・町長政策懇談会」は推薦首長に加え、地協要請による首長の参加を継続して、今後も連合埼玉と地域協議会が連携をはかり推薦首長の拡大に向け取り組む。

具体的に取り組む運動課題（その7）

## 平和で安全な共生の社会づくりにむけた連帯活動の推進

### 活動の重点ポイント

- ◇戦争のない平和な21世紀の社会に向けた取り組み
- ◇「ネットワークSAITAMA21運動」の定着と普及
- ◇東日本大震災復興支援に労働運動の社会的責任を担う

### 1. 平和・人権など国民運動への参加と取り組み展開

- (1) 「戦争のない平和な21世紀の社会」をめざし、連合の平和運動である「沖縄・広島・長崎・根室集会」に積極的に参加するとともに、核兵器廃絶や軍縮を求める活動など、職場・地域からの「平和運動」への展開に取り組む。また、平和の尊さや戦争の悲惨さを風化させることなく次代に継承する取り組みとして、連合埼玉主催による「平和の集い」を開催する。
- (2) 部落解放や人権擁護など、社会正義と真に差別のない社会をめざし、これらの課題に取り組む諸団体および連合本部と連携して取り組む。
- (3) 北朝鮮による日本人拉致問題に対しては、抜本的な解決に向け、連合本部と連携して取り組む。
- (4) 女性の人権・子どもの人権の尊重の視点に立ち、ドメスティック・バイオレンスや児童虐待のない社会の構築に取り組む。

### 2. 労働基本権の確立など民主的な公務員制度改革の実現と「新しい公共」の確立

公務労使関係の抜本改革による公務員の労働基本権の確立を求めるとともに、多様な担い手による質の高い公共サービスの提供と行政の情報公開の徹底などにより、県民・住民本位の行政改革を実現するため、連合本部の取り組みと連携し、官民一体となった取り組みを進める。

### 3. 国際社会に対応しうる人材の育成

グローバル社会の進展は、県内の主要企業にも外国資本の経営参加が活発化するなど、地方においても国際社会に具体的に対応できる人材の育成が重要な課題となっている。そのため連合埼玉は、国際社会に対応しうる労働運動構築の視点から、国際交流活動に積極的に参加する。

### 4. 「ネットワークSAITAMA21運動」の定着と普及に向けた取り組み

- (1) 年代や性別を超えて、より多くの組合員や県民の参加をめざし、運動の理解促進と定着・普及に向け取り組む。
- (2) 貴重な活動資金となる「コミュニティ・ファンド」の拡充にむけて、より多くの組合が協力・参加できるファンドレージング（資金調達）のあり方について具体的検討を進める。
- (3) 「ネットワークSAITAMA21運動」運営委員会の機能を充実させるとともに、運動の地域拠点でもある地域事務所のさらなる活用について検討する。

## 5. 自然災害救援および防災に対応するボランティア組織の取り組み

- (1) 今後の災害ボランティア派遣のあり方については、東日本大震災への連合救援ボランティア派遣の取り組みを踏まえ、連合本部の総括を確認したうえで改めて検討する。
- (2) 災害に対する備えは自ら守る（自助）対策とともに、互いに助け合う『共助』による地域での「防災のまちづくり」が重要であるため「連合埼玉災害ボランティア救援隊」の登録者確保および災害時の対応力強化に向けた研修会を開催する。
- (3) 県内の防災に関して「埼玉県危機管理防災部」および「埼玉県社会福祉協議会」と連携を強化し、地域の民間団体とも情報交換をするなかで、被害を出来る限り小さくする「減災活動」の推進に取り組む。

## 6. 東日本大震災からの復興支援・生活再建への取り組み

- (1) 被災地域への復興支援は、今後も連合本部・関東ブロックや埼玉県と連携し継続して取り組む。
- (2) 労働組合の社会的責任として、埼玉県内へ避難されている方々の生活・雇用など、埼玉県・関係市町村や埼玉労働局と連携して生活再建を支援する。
- (3) 今年度も組織内・外でのカンパ活動を検討しつつ、連合埼玉独自の取り組みとして、埼玉県内へ避難されている方々の必要なニーズを適宜把握し、適切な支援に取り組む。
- (4) また、連合が進める「地域に顔の見える運動」の一環として、埼玉県内へ避難されている方々のネットワークやコミュニティ構築の支援を検討する。

2012年度

## 地協活動計画大綱

\* 年間の活動計画にもとづく諸課題に対する行動などについては、連合埼玉の指導により具体的な活動の展開をはかります。

したがって、下表の年間活動計画については、秩父地協独自で計画し取り組む内容になります。

年 月	活動計画概要	備考
2012. 2	★文化レク 組織内交流会	2012年 春闘統一行動
3	★春闘情報交換会	
4	★第83回秩父地域メーデー開催	
5	★秩父地協第5回チャリティーゴルフ開催	
6	★第16回ファミリーフィッシング開催	
7	★列島クリーンキャンペーン実施	
8	★構成組織執行委員研修会	
9	★秩父地協 組織代表者会議	
10	★列島クリーンキャンペーン実施	
11	★政策制度要請行動 (秩父市、横瀬町、小鹿野町)	
12	★第11回年末チャリティーボウリング大会開催	
2013. 1	★秩父地協・第9回地協委員会 ★2013年新春の集い開催	

第2号議案

2012年度 予算(案)

自 2011年10月1日  
至 2012年9月30日

【収入の部】

(単位:円)

科 目	2011年度実績	2012年度予算(案)	摘 要
繰越金	248,449	247,158	前期繰越金
交付金	801,000	801,000	連合埼玉交付金
補助金	1,066,000	650,000	補助金、助成金
雑収入	1,462,173	450,000	祝金、預金利息、参加費等
特別会計繰入金	0	400,000	特別会計繰入金
合 計	3,577,622	2,548,158	

【支出の部】

科 目	2011年度実績	2012年度予算(案)	摘 要
総会費	127,310	150,000	総会、議案書他
会議費	142,680	160,000	幹事会、三役会議他
事務費	16,573	30,000	事務用品等
通信費	50,943	70,000	切手、郵送代
組織活動費	2,204,498	1,300,000	地協活動等
交通費	42,090	50,000	出張旅費等
研修費	636,540	650,000	役員研修会費等
雑 費	109,830	110,000	消耗品、備品他
特別会計繰入金	0	0	特別会計繰入
予備費	0	28,158	
次期繰越金	247,158	0	次期繰越金
合 計	3,577,622	2,548,158	

※2011年度 連合埼玉20周年記念イベントを計上。

第3号議案

2012～2013年度役員選出について

役職名	氏名	産別名	出身単組名
議長	原 准次	電機連合	秩父富士労働組合
副議長	島寄 清	電機連合	埼玉富士労働組合
	伊藤 貴雄	サービス・流通連合	矢尾労働組合
事務局長	黒澤 秀之	化学総連	昭和電工ユニオン 秩父支部
幹事	富田 圭一	UIゼンセン同盟	秩父石灰工業労働組合
	国本 典芳	J P 労組	日本郵政グループ労働組合 秩父本庄支部
	江田 芳昭	私鉄総連	秩父鉄道労働組合
	久喜 伸昭	UIゼンセン同盟	菱光石灰労働組合
	若林 敬一	基幹労連	三菱マテリアル横瀬労働組合
	浅見 健	電機連合	秩父富士労働組合
	兼山 雅之	化学総連	昭和電工ユニオン 秩父支部
会計監査	飯塚 圭助	電機連合	秩父電子労働組合
	小林 英人	全 労 金	中央労働金庫労働組合秩父支部

## 第4号議案

### 功勞者表彰について

「連合埼玉」表彰規定に基づき、退任役員に対し功勞表彰を行います。

#### ○退任役員

役職名	氏名	単組名	在任経歴
会計監査	入江 克己	中央労働金庫労働組合 秩父支部	会計監査 2年



J T U C

2012年1月

日本労働組合総連合会 埼玉県連合会  
秩父地域協議会

【連合埼玉】  
【秩父地協】